

## 司法修習委員会（第48回）議事録

### 1 日時

令和7年9月5日（金）午前10時から午後零時まで

### 2 開催方法

オンライン会議

### 3 出席者

（委員）岩崎晃、太田玲子、木納敏和、佐藤隆之、菅原ますみ、手嶋あさみ、濱中淳子、松下淳一、山田英司、山本和彦（委員長）  
（敬称略）

（幹事）石井芳明、石田京子、上田慎、遠藤安希歩、大塚雄毅、神渡史仁、坂田威一郎、設楽あづさ、水津太郎、鈴木道夫、前田領、松本麗、三輪方大、吉岡大地、和田俊憲（敬称略）

### 4 議題

- （1）司法修習の実施状況等について
- （2）導入修習に関する状況等について
- （3）実務修習に関する状況等について
- （4）司法修習生指導担当者協議会の協議事項について
- （5）修習アンケートの改訂について

### 5 配布資料

（資料）

87 導入修習に関するアンケート集計結果

### 6 議事

#### （1）委員及び幹事の交替

太田委員、佐藤委員、上田幹事、遠藤幹事、大塚幹事、神渡幹事、坂田幹事、水津幹事及び前田幹事が任命された旨の報告がされた。

## (2) 報告

### ア 司法修習の実施状況等について

(山本委員長)

まず、司法修習の実施状況等の御報告を石井幹事をお願いしたいと思えます。

(石井幹事)

石井でございます。それでは、私から御説明をさせていただきたいと思えます。

今年度の78期の司法修習の実施状況について御報告します。例年、司法修習は11月に開始されておりましたけれども、法曹養成制度の改革で司法試験の法科大学院在学中受験が可能となったことに伴いまして、昨年度の77期司法修習から開始時期が3月となっております。今年度の78期司法修習につきましても、冒頭の導入修習を本年の3月19日から4月10日まで行いまして、現在、全国の実務修習地で行われる分野別実務修習のうちの第3クールの中盤辺りということになっております。

この後でございますけれども、11月18日に分野別実務修習を終えました後、2班に分かれ、それぞれ集合修習と選択型実務修習が実施されることになっております。

なお、昨年度の77期では、司法試験の合格者数の増加に伴いまして修習生の数も大幅に増加しましたため、研修所のクラス数を従来の22クラスから3クラス増やした25クラスで実施いたしましたが、今年度につきましても増加の幅が比較的落ち着いたというところもございしますので、24クラスの体制で修習を実施しております。

続きまして、修習専念資金の貸与、それから兼業許可の状況につい

て御報告いたします。

修習専念資金の貸与状況につきましては、昨年度の77期につきましては最終的な申請の割合が60.8%であり、今年度の78期につきましては修習の開始時点で59.11%というふうになっております。71期以降、最終的な貸与申請の割合が50%前後で推移していたということからしますと、やや高めの数字というようにも見えますけれども、これが一過性のものなのかそうでないのかということについては、引き続き注視してまいりたいというふうに考えております。

続きまして、兼業許可の状況につきましては、今年度の78期については448件となっております。兼業許可の申請件数の修習生に対する割合がやや増加しているというところもございますけれども、こちらは一過性のものであるか否かについては、今後も状況を注視してまいりたいというふうに考えております。

私の方の説明は以上になります。

(山本委員長)

ありがとうございました。

それでは、ただいまの御報告につきまして、御質問・御意見があれば御発言いただきたいと思っております。いかがでしょうか。よろしゅうございましょうか。それでは、司法修習の実施状況等につきましては御報告を承ったということにさせていただければと思っております。

イ 導入修習に関する状況等について

(山本委員長)

それでは引き続きまして、導入修習に関する状況等について、石井幹事から御説明をお願いいたします。

(石井幹事)

導入修習に関する状況等についてでございますが、導入修習は、68期から開始されたものでございまして、修習の開始の段階で修習生に不足している実務の基礎知識や能力に気付かせるということとともに、より効果的・効率的な修習が円滑に行われるように実施をしております。こちらについては、アンケートを各期において実施しておりますので、本日についてはそのアンケートの結果について、資料に基づいて御報告をさせていただきます。

なお、アンケートにつきましては、導入修習の終了時と集合修習の開始時の2回にわたって実施をしております。本日御説明するのは最初の第1アンケートということになっております。集合修習の開始時に実施する第2アンケートの改訂につきましては、後ほど意見交換させていただければと思っております。

まずは資料に基づき、第1アンケートの結果について御報告いたします。アンケートの冒頭に記載してございますとおり、回答率は96.47%ということになっております。

以下、今回特徴的なところについて、若干御説明をさせていただきます。

まず、図表の1-1でございますけれども、こちらは導入修習を通じて、知識・能力の不足を感じた者と、その導入修習中に自学自修に取り組んだ者の割合ということになってございまして、昨年度の77期と比較をしたものが図表の1-2になっております。図表の1-2の1から図表の1-2の3までが比較したものとなりますけれども、知識・能力の不足を感じたと回答した者の割合、グラフの青と赤の部分を合算したものについて、民事系の科目では全ての項目でわずかに上昇しておりますが、自学自修に取り組んだと回答した者の割合も上昇しています。

続きまして、図表 1 - 2 の 2 の刑事系になりますけれども、こちらは知識・能力の不足を感じたと回答した者の割合が、いずれの項目でもわずかに減少し、自学自修に取り組んだと回答した者の割合は昨年と同程度というふうにいえるかと思えます。

図表 1 - 2 の 3 はその共通したところについての記載でございますけれども、若干変化はございますけれども、こちらについて全体としては、昨年と比較して大きな変化はないという状況といえるかと思っております。

続きまして、図表の 2 以降でございます。図表の 2 は不足を感じた知識・能力について、導入修習を通じて補うことができたかどうかという問いに対する回答ということになります。こちら昨年 7 7 期と比較をした図表が図表の 2 - 2 の 1 以降になっております。こちらを御覧いただきますと、民事系、刑事系ともに導入修習を通じて不足していた知識・能力を補うことができた、あるいはやや補うことができたと回答した者の割合につきましては昨年とほぼ同程度となっております、こちら大きな変化が見られる状況ではないということでございます。

続きまして、図表 3 - 1 になります。こちらは導入修習中に行った自学自修についてまとめたものとなっております。こういった自学自修をしたかといったことを聞いたものになっておりますけれども、傾向としては、こちら昨年 7 7 期と同様の傾向となっております。

また、その他に含まれることになりますけれども、記載した例示以外でも行ったことがあれば具体的に記載させておりますところ、回答としては、条文の確認ですとか、司法試験や予備試験で使用した教材を復習したといったものが比較的多くあったほか、周囲の修習

生と議論をしたといった回答などもございましたので、その点も併せて御報告させていただきます。

引き続きまして、図表4-1になります。こちらは知識・能力の不足を感じたものの自学自修に取り組まなかったと回答した者について、その理由を集計したものとなっております。こちらも回答の傾向としては昨年までと同様で、自学自修を行う時間的余裕がなかったことを理由とした者の割合が多くなってございます。コロナ禍の終了に伴いまして、修習生相互のコミュニケーションなども活発に行われていることなどが主な要因と考えられまして、それ自体決して悪いことではないと思いますし、カリキュラム自体に何か問題があるということではないという認識をしております。

今年度の回答を見ますと、グラフの上から4つ目になりますけれども、やり方が分からなかったと回答した者の割合がやや増加していきまして、この点については少し注視をしてみたいと考えております。

図表の5は、導入修習のカリキュラムの中で役に立たないものがあるかということをお答えした者の割合をまとめたものとなっておりますけれども、85%以上の修習生が役に立たないものはないと回答しておりまして、おおむね高く評価を得られているのかなと思っております。

その次の図表の6-1につきましては、それぞれの導入修習のカリキュラムごとにその集計結果をまとめたものとなっております。図表の6-2につきましては、昨年度の77期との比較をしたものということになっております。77期と比べますと、同じ水準の肯定的な評価を得られておりまして、多くのカリキュラムでは役に立つと回答した者の割合が増加をしていると見ておるところです。

以上、資料に基づきまして、アンケートの結果について御報告をさせていただきます。これまで、このアンケートに関して、法科大学院を修了した者であるか否かといった修習生の属性によって傾向に違いがあるかといった質問をいただくことがございましたので、補足して御説明させていただきます。

導入修習を通じて知識・能力の不足を感じたか否か、また、その不足を感じて自学自修に取り組んだか否か、といった質問に対する回答の結果につきまして、法科大学院を修了した者、法科大学院在学中の資格で司法試験に合格した者、それから法科大学院に入学せずに予備試験を通じて司法修習に来ている者という、3つの属性ごとにみてみましても、その属性ごとに大きな差異はないという状況でございます。

続きましてもう一点補足をさせていただきます。

冒頭で説明しましたとおり、導入修習は68期から開始しておりまして、今年度の78期で開始から10年が経過しておりますところ、開始当初の結果との比較についても補足して御説明させていただきます。

知識・能力の不足を感じたと回答した修習生の割合は、78期の方が、いずれの科目についても相当程度高くなっております。

導入修習は、先ほども御説明したとおり、修習生に不足している実務等の基礎知識や能力に気付かせるということを一つの目的として実施しておりますので、不足を感じた修習生の割合が高くなっているということは、目的に即した効果が従前より得られるようになってきているともいえるようにも思うところではありますけれども、必要な知識が修習を通じて習得できているかどうかということについては、注視しておく必要があるかなと考えております。

また、不足を感じて取り組んだ自学自修の内容ということについても比較すると、法律基本書の学習の割合が低下していますけれども、一方で法科大学院の復習や導入修習の復習の割合は増加をしております。法科大学院あるいは導入修習とも、教育内容については充実が図られているということがいえるとも思われるところがございます。

現在の導入修習の全体的な実情について最後に若干補足させていただきますと、昨年度の司法試験から法科大学院の在学中受験が可能となったということに伴いまして、修習の開始時期を変更しましたけれども、修習の内容につきましては、基本的に従前と同様の内容水準で行っております。昨年、それから今期の導入修習を実施した印象としましては、司法修習生の資質や能力に関して、新制度の導入前と比較して何か顕著な差異があるというところは感じておりません。

もともと、ここ一、二年という短い間隔ではなくて、10年ぐらいの少し長い間隔で眺めた場合は、基本的な知識・能力の定着度合いについては低下傾向があるのではないかという声もあると承知しておりますので、修習生の実情に応じた指導の在り方を検討する必要があるのではないかと考えております。この後、各教官室からも導入修習での様子などについて御報告いただいた上で、御質問等を頂戴できればと考えております。

長くなりましたが、私の説明は以上になります。

(山本委員長)

ありがとうございました。

それでは、ただいまの石井幹事の御説明に関連しまして、司法研修所の各上席教官の幹事から78期司法修習生の導入修習での様子等

について御報告をいただければと思います。

(三輪幹事)

それでは、民事裁判教官の三輪の方から導入修習での修習生の様子に関しまして、感想めいたものではございますが、申し上げさせていただきます。

78期は76期や77期に比べまして顕著な差というのは特に感じておりません。民事実体法、要件事実等の基本的知識や理解の面で心もとない修習生がいるといった点も、残念ながら変わりございません。例えば、基本的なテキストである新問題研究要件事実等で取り上げられていない事例、いわば応用的な事例に関しまして、実体法の各条文や制度の本質に遡って主張分析をしっかりとできている者もおります。その一方で、民事実体法の知識が足りない、要件事実の基礎が理解できていないなどの理由から、うまく主張分析ができていないという者もおりました。

コストパフォーマンスやタイムパフォーマンスを重視する者が多い一方、より幅広く、奥深く調査・思考等を重ねていくといったタイプの者は少ないという点も、76期・77期と比べて顕著な差はございませんでした。

以上、私の個人的な感想めいたものではございましたが、民事裁判教官といたしましては、各修習生が修習を通じて自律的に学習を重ね、法律実務家に必要な能力を備えるように、指導やアドバイスを続けてまいりたいと思います。簡単でございますが、以上でございます。

(山本委員長)

ありがとうございます。他に御発言いただけるところはございませんでしょうか。

(坂田幹事)

では、刑事裁判教官の坂田からも御報告させていただければと思います。

まず刑事裁判科目は刑事手続の教育もさることながら、事実認定教育がメインであります。司法修習生になるまでの法律の学習は、事実関係を所与のものを与えられた上で、法律知識を用いて事案の分析を行い、法的な問題点を抽出して解決を与えるということが求められています。

ただ、裁判の実務においては、事実関係そのものの確定が求められるわけですが、事実認定に関する教育は法科大学院における実務基礎科目といわれるものの中で行われてはおりますが、恐らく時間的に必ずしも十分な教育をするのが難しい実情にあるようにも思われまして、恐らく事実認定の基本的な概念を説明するだけで精一杯ということで、事実認定を実践して学習するというところまでは至っていないというのが実情であろうと推察されます。司法修習生の大半はこのような状態で入ってくるということになります。

78期の導入修習では、刑事裁判科目の起案は救護義務違反と報告義務違反、いわゆるひき逃げの事案で人に傷害を負わせたとの認識の有無が争点の事案でありました。故意には未必の故意といわれるものがあって、人に傷害を負わせたとの認識は未必的なもので足りるということは、司法試験を合格した者であれば誰も知っていることと思われませんが、実際に起案させてみてその結果を見ますと、未必の故意であるということのを的確に意識して起案できたという者は必ずしも多くないということでありまして、その修習生の属性に関してはバラバラであったと聞いております。

結局、法律を知っていることと、それが実際に使えるものであるか

どうかということは別の問題でありまして、刑事裁判修習ではこれまで学んできた法律知識を実際に使える、いわば道具にするために、事実認定の教育をしているわけでありまして。ここに司法修習の意義があると考えられるわけですが、この点で、在学中合格の修習生とそれ以外の修習生といった、修習生の属性による顕著な差異というものは見られないように思われます。

次に、刑事手続教育についてですけれども、刑事公判に関するものとしては、公判前整理手続の流れ・概要等、基本的な知識を学習する刑事共通演習基礎というカリキュラムを行っているぐらいであります。

実務修習では、問研起案において、いわゆる白表紙記録に即して刑事手続に関する実務的な問題を出題しております。この回答状況を見ておきますと、刑事手続に関する基本的な知識はひとまず有しているものの、論点的な理解にとどまっていて、具体的な刑事裁判手続に対応できる実践的かつ立体的な知識や理解は十分でないというのが実感でありまして、実務修習を担当する指導官などからも同様の感想が寄せられることがあります。もっともこのような傾向は今に始まったことではなく、刑事手続法の知識と刑事手続の実務との架橋を図る必要というのは、従来から指摘されている問題でありますので、先ほど来述べられているような、修習生の属性による顕著な差異が見出せないというのは、ここでも同様と思っております。

私からは以上になります。

(山本委員長)

ありがとうございました。

それでは続きまして松本幹事、お願いいたします。

(松本幹事)

検察の上席教官をしております松本でございます。検察科目の状況について御報告をさせていただきます。

導入修習におきまして検察科目では、まず検察官として必要な終局処分の考え方の基礎を理解させるという観点から、特に司法試験では学ばない犯人性に関する各種証拠を用いた間接事実の抽出でございますとか、その認定プロセス、また推認力評価の在り方、それと被疑者供述の信用性評価の在り方といったことを中心に、事例を題材としながら学ばせるという講義をいたしております。

また、捜査演習と題しまして、検察官としての捜査の在り方・考え方、また捜査手続における検察官の役割を理解させようという観点から、捜査実務修習に向けまして体験的な演習を実施しているところでございます。

こうしたものを踏まえまして、78期の修習生の能力的なところを概観させていただきますと、76期あるいは77期と比較しまして、特段の能力差があると感じたところは特にございませんでした。もちろん個々の修習生を見れば、属性を問わず、非常によく勉強し理解を深めている者もあれば、まだまだ拙く、実務修習に向けて心構えから必要かなと思われる者もいたところではございますけれども、総じての能力差というものを感じたことはございません。

在学中受験の者につきましては、年齢層として自然に若くなってくるというようなところがございましたので、個々の修習生と付き合い合っていく中では、やはり多少若いなといいますか、幼さを感じる者というのもおりはしたのですけれども、これは予備試験経由でロースクールを経ずに大学からそのまま来ているような者たちにつきましても、個々には見られるところではございますし、そうした若い人たちも、頭の回転が早い者が多いと感じましたので、そういう

ところで能力的な全体のレベル感が異なるところはないといった実感につながっているのではと思っているところでございます。

私からは以上でございます。

(山本委員長)

ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

(上田幹事)

民事弁護科目の状況を上田から御報告させていただきます。78期導入修習のカリキュラムの内容につきましては、77期導入修習から大きな変更はございません。77期の修習生に対して行った第2アンケートで回答のあった「導入修習中に学びたかったことの上位5つ」については、本年2月の司法修習委員会で御指摘いただきまして、78期導入修習のカリキュラムの中で紹介して修習生の自学自修を促すという対応を行いました。

78期導入修習における修習生の様子でございますが、77期においても76期と比較すると真面目との印象が聞かれていたところですが、78期につきましては77期と比較してもさらに真面目で、かつ意欲的・積極的に取り組む修習生が多いという声が聞かれているところでございます。

もちろんクラス編成やクラスごとの個性もありますので、教官全員がそう受け止めているということではないのですけれども、そのような印象を受けた教官が多かったということでございます。

77期は1クラス最大77名でしたが、78期では1クラス最大68名で、10名程度減っており、授業の受け止めの密度が上がったことも影響しているのではと個人的には思っているところでございます。

78期修習生の資質や能力に関しまして、民事弁護科目における

導入修習のカリキュラムは、立証活動や保全執行の講義、和解条項の作成演習など修習生にとってそれ以前に体系的に学ぶ機会がなかったものが多く、初めて聞くという修習生も多いということもあって、76期以前から余りできておらず、その比較はなかなかできませんが、総じて76期以前とも余り変わらないのではないかという意見が多いところがございます。

一方で、やはりタイパ・コスパを重視する修習生が多いとの印象も受けておりました、その他の可能性を幅広く考え、一つ一つ検討し最後に残ったものを結論とするというような姿勢が徐々に少なくなってきたのではないかと感じます。たまたま私が受け持ったクラスがそうであったというだけかもしれませんが、そういう印象を受けたということでもございました。

以上、御報告させていただきます。

(山本委員長)

ありがとうございました。

それでは前田幹事、お願いいたします。

(前田幹事)

刑事弁護教官室から御説明させていただきます。

導入修習では、刑事弁護教官室では実体法のみならず手続法についても講義を行う他、修習生に参加してもらい、模擬接見や模擬尋問などの実演も行っています。

78期の修習生も講義に積極的に参加されているという認識でありますので、能力や積極性については76期・77期の方たちと余り変わらないという印象です。この印象は、ほかの教官に伺っても同じようなものと聞いております。

ただやはり、いわゆる「タイムパフォーマンス」というところに

については、刑事弁護には、実際はともかく、ぱっと見には無駄と思われるようなことも多く、タイムパフォーマンスを重視すればするほど大事なものを見失いかねないこともあり、いかに大事なものを伝えていくかについては、教官室でも考えております。

以上です。

(山本委員長)

ありがとうございました。

それでは、ただいまの御報告・御説明及び第1アンケートの結果について、まとめて委員・幹事の皆様から御質問・御意見をお伺いしたいと思います。御自由に御発言をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

菅原委員、お願いいたします。

(菅原委員)

御説明ありがとうございました。

10年前の68期と78期の比較というのは大変興味深く拝聴させていただきました。かなり割合が違うということを経験して、これが経年により徐々に変化していったのかどうか、もし可能ならば、より長期の傾向をいつかお知らせいただけるとありがたいというのが一つです。

また、御説明にもありましたように、不足を感じるというのは導入のところではすごく大事なことです。その後、学びが深くなって、よりよく成長するということはあることだと思いますが、修習のゴールである考試のスコアや、あるいはその後の段階において、経年で徐々に低下しているのかなどについて、もし情報があれば教えていただきたいなと思いました。以上です。

(山本委員長)

ありがとうございました。2点御質問があったかと思いますが、これは石井幹事から御説明いただけますか。

(石井幹事)

それでは御質問いただいた点についてですけれども、経年の変化につきまして、可能であればまた別の機会にお示しできるようにしたいと思います。

2点目につきましては、いわゆる二回試験の結果は近年同様の状況で推移しておりますので、最終的には必要な能力を身につけて修習を終えていることができているのではないかと理解しております。

(菅原委員)

ありがとうございました。

(山本委員長)

よろしいでしょうか、はい。

それでは続きまして山田委員、お願いいたします。

(山田委員)

山田です。御説明どうもありがとうございました。

2点ほど質問と所感めいた話になりますが、先ほどの御質問にあったとおり、やっぱり時代環境から少しずつ変わってきているのだなということを私も感じました。

1点目ですけれども、アンケートの方については基本的に不足を感じる、いわゆる知っていることと、まあ知っているだけでは実務に生かせないので、それをどのように応用するのかが非常に重要ではないかと思うのですけれども、アンケートの場合は、どうしても回答が個人の主観的なものになってしまうので、可能であれば考試の結果とアンケートの結果を組み合わせると、徐々に知っておかないといけない基本的な知識が実際に足りなくなっているの

ではないかといった、仮説を立てることができるのではないのかと  
思っています。考試の各説問ごとの平均点とか、そのようなところ  
から見るとどうなのかというのが、1点でございます。

2点目については、御説明いただいた幹事の皆様の方から、コス  
パ・タイプという言葉が非常に出てきているのが印象的ございま  
すが、直線的にその解を求めるということだけではなく、最近の若  
い方のキャリア志向ということでいうと、法曹になって自分が何を  
したいのかから逆算すると、このカテゴリーはほどほどにやっても  
いいとかという仕分けができてしまって、そうすると主観的なもの  
で見てみるのと実際のその評点というところというところ、結構ギャ  
ップが出てきそうなのかなと思いますが、研修所教育では、法曹に求  
められる包括的・網羅的な知識を得るところが目的だと思いま  
すが、近年のいわゆるコスパ・タイプ重視でキャリア志向中心の  
若い人から見ると、その辺がどのような状況なのかということ、  
併せてお聞きできればと思います。以上でございます。

(山本委員長)

ありがとうございます。やはり2点御質問があったかと思いま  
すが、石井幹事、お答えいただけますか。

(石井幹事)

はい、ありがとうございます。

1点目の方は、現時点でそのような分析ができているわけではご  
ざいませんが、御指摘いただいたところもございしますので、今後で  
きるか否かも含めて検討させていただこうと思っております。

2点目につきましては、後ほどの議題の中でも少し関連するところ  
はございますけれども、確かに修習生の中には、既に明確に自分の  
職業イメージみたいなものを有しているという者も多くなってき

ているという感じはしております。そのような者については非常に目的地もはっきりして優秀なので、修習にも意欲的に取り組む者も多いんですけれども、御質問にもありますとおり、なかなか関心ない分野について関心が高まらないという者も、一定数いるというのが実情ではないかと思っております。

（山本委員長）

山田委員、よろしいでしょうか。

濱中委員からも手が挙がっていますので、お願いいたします。

（濱中幹事）

先ほどからタイパ・コスパの話が出ておりました、まさにそれは今日的な観点だと思いますし、大変示唆に富むというふうに感じておりました。その上で私自身、最近大学生を対象に結構大規模なインタビューをずっと続けているというようなこともございまして、その経験から補足的にお伝えできればと思って手を挙げました。

大学生もよくタイパ・コスパという観点で語られます。象徴的なのは楽単という、楽な単位ということで楽単を取るという言葉なのですけれども、ただ一方で学生たちの話を丁寧に聞いていると、必ずしも最初から効率思考で授業を選んでいるわけではない、必ずしもタイパ・コスパの態度で大学に臨んでいるわけではないというようなことも少し見えてきております。むしろ大学に入学をして、思っていた学びと違うとか、期待外れだというような幻滅した結果として、学生たちはどんどん楽単とかタイパ・コスパ的な発想に傾いていく傾向があるというようなこと、少なくとも大学に関しては私、今感じております。

もちろん私、この場で司法研修が大学と同じようなものということをお願いすることでは決してなくて、幻滅の経験があるとかそうい

うことではないのですが、申し上げたかったのは、司法研修ではひよっとしたらまた違った側面が働いている可能性もなくはないのかなというようなところがあります。丁寧に修習生たちの声を見ていくと、必ずしも効率性とかタイプ・コスパだけでは語れない側面が見えてくる余地もあるのではないかということをおもひまして、手を挙げさせていただきました。よろしくお願ひいたします。

(山本委員長)

ありがとうございます。大変興味深い御指摘と承りましたが、石井幹事、何か御発言いただけることはありますか。

(石井幹事)

ありがとうございます。貴重な御指摘いただきましてありがとうございます。

我々もこの辺りを考えていけないと思いますし、修習のカリキュラム等についても、修習生のニーズに合っているものができているのかといったところについては、引き続きよく考えていく必要があるのだろうとは思っております。

(山本委員長)

ありがとうございます。恐らくは、法科大学院の方により強く妥当する御指摘であったかと思ひます。我々、法科大学院で教えている教師は心してかからなければいけないということなのかなと思ひます。

設楽幹事、お願ひします。

(設楽幹事)

ここまでの御説明を聞きまして、若干思ひ付きのようなところもあるのですけれども、私自身は従前、導入修習のカリキュラムも集合修習のカリキュラムも大変過密なことが気になっていて、余りに

過密で詰め込みになると、結局、その結果としてなかなか何も残らないということが現象として起きるのではないかなということ、少し問題意識として感じておりました。

今回、導入修習を通じて知識の不足を感じた、あるいは自学自修に取り組んだということのアンケートを見ていて、導入修習の目的が、これまで身につけてきた知識や経験の不足に気付かせるということであると位置づければ、ある意味、導入修習の目的が達成されたという評価もできると思うのですけれども、例えば実体法の知識や要件事実の考え方というようなところに、相当割合その知識の不足を感じたという回答があるということは、結局これまで、法科大学院から修習、そして実務という線の中で育っていかなくてはいけないというプロセスの、最初の法科大学院で身につけるべきことが、本当にきちんと獲得できて修習に入れているのかどうかということは、もう一度その評価をすべき対象ではないかと思いました。

法科大学院の教育がどうなのかということは、司法試験の在り方とも密接に関連することだと思いますので、この導入修習のアンケートの結果をどのように評価するかということは、一度立ち止まってじっくり検討してみる時期ではないのだろうかというようなことを御説明を聞きながら感じましたので、すぐにお答えを求める意見ではございませんが、これからの課題ということになり得るのではないかと御提案をさせていただきたいと思い、発言をさせていただきました。

(山本委員長)

ありがとうございます。いかがでしょうか。これは石井幹事から何かありますか。

(石井幹事)

ありがとうございます。非常に大きな視点からの御指摘をいただいたと思っておりますし、修習で求めるところというのは、それまでと違う実務的なところがあるので、必ずしも直接リンクするものかというところはあるかもしれませんが、大きな視点からの御指摘を承りましたので、少し長期的な視点で考えてまいりたいと思います。

(山本委員長)

今の御指摘もどちらかといえば、むしろ法科大学院側の問題点の御指摘もあったかと思えます。確かに私も毎回、民事訴訟手続の知識について、必ずしも十分であったと思わないと回答した人の割合が、かなり高いということはずっと思っています。

おっしゃるように、やはりどうしても法科大学院、法学部の訴訟法というのは、通常の訴訟手続の流れというよりは、何か問題が起こった時、その時に判例や学説もできるわけなので、その部分がどうしても中心にならざるを得ず、訴訟手続が順調に進む場合に争点整理がどのように行われるとか、そういったところの解説等が、学生から見れば必ずしも十分ではない。我々は教科書で読んでおいてくれみたいなことを言うわけですが、十分でない部分があり、そのような部分が導入修習の時にはどちらかといえば主となるということで、それを目の当たりにして、全然分かっていなかったと思う部分というのは、どうしても出てきてしまうところかと思えます。

しかし、我々の側の教育の在り方として、もちろん民事訴訟法だけではなくて実務の基礎も含めてですが、これは刑事、刑訴もそうだと思いますけど、やはり考えていかなければならないという御指摘は、我々としても真摯に受け止めなければいけない問題かと思っ

ています。

坂田幹事、お願いいたします。

(坂田幹事)

刑事裁判教官の坂田でございます。設楽幹事から御指摘されていたことについてですけれども、私も今回68期と78期とのアンケート結果というものを拝聴しまして、これだけ差異は生じてきているのかということについて、改めて思いをいたしたわけです。

その一方で、アンケート結果だけではなくて、もう少しその後の実務修習での伸びなども含めて、多角的に見ていく必要があるのではないかと感じておりました。修習開始時点で基本的な知識の定着度合いが必ずしも高くなかったとしても、それがその後の法曹として活躍していくに当たって最低限必要なものも満たしていなかったのかというと、そこはその後の二回試験の結果なども含めて見ていった時にどうなのかなど、先ほど菅原委員がおっしゃっていたような気がしますけれども、その後の伸びのようなところも含めて見ていく必要があるのではないかという気がします。もちろん現状のままでもいいというつもりも全くありませんし、設楽幹事がおっしゃっていたことはまさに非常に示唆に富むことではあるのですけれども、より多角的に、その後の伸びなども含めた視野に立って見た方がいいのではないかと感じております。

あともう一つの点ですが、濱中委員などからも示されました、タイパ・コスパ意識の顕著さの観点からの、逆にそうはいいながらも、それに直結しないというようなことが、思っていたような教育ではなかったからではないかという、そういった問題意識をおっしゃっていただけたのかなと思っております。これは恐らく民事系の科目よりも刑事系の科目一般について、そのような事態が生じ得る、生

じやすいところがあるのではと思っております。恐らく前田幹事がおっしゃっていたことと近いのではないかと思っています。そのような中で、基本的には刑事事件だけではなくて、法曹として汎用的な知識・能力を得てもらいたいと、習得してもらいたいと、それが実務修習を通じた目的だと思っておりますので、そのようなところに意味があるのだというところをもう少し打ち出していきたいと思っておりますが、具体的にどうやってやったらいいのかということは今試行錯誤しているといったところかなと思っております。

私も感想的なものではあるのですが、述べさせていただきました。ありがとうございます。

（山本委員長）

ありがとうございました。補足をいただいたかと思えます。

ほかにこの点につきまして御指摘いただくことはありますか。佐藤委員、お願いいたします。

（佐藤委員）

先ほどの山本委員長からの御指摘の中で、法科大学院における刑事訴訟法の教育についても言及がございましたので、私からも一言申し述べたいと思えます。

法科大学院における教育に関して、授業で取り上げた判例に含まれる「病理現象」の解決の方に焦点が当たってしまうという傾向は、刑事訴訟法の分野でも存在するのように感じます。いわゆる「論点」を含まない通常の事件の手続が本来どのように進行していくのかをきちんと理解してもらった上で、手続上何の変哲もない多くの普通の事件を滞りなく解決する基本的な能力をどのようにすれば涵養していくことができるのか、法科大学院の側もこの点を意識して教育

を行う必要があるものと思います。

刑事訴訟法の分野ですと、例えば、再現実況見分調書の証拠能力をめぐり平成17年に出された最高裁判例が、一種の「病理現象」を扱ったものだったのですが、重要論点と位置づけられることにより、学生たちの意識がその事案における調書の使い方に対して強く向けられることになり、本来、再現実況見分調書はどのように使われる書面なのか、という出発点の理解が疎かになっている印象を持ちました。そこで、授業の際、記録教材にある再現実況見分調書を示して、それが問題なく使われる場面を最初に説明したり、試験で当該事案での調書の使い方には問題がないことを説明させる出題をしたりしてみた経験がございます。

そのほか、以前から、他の担当教員とも相談し、1年、2年の各必修科目を開講するのに先だって、裁判傍聴のレポートを提出させておきまして、様々な機会を捉えて、普通の事件の手続がどのように進行していくのか、学生に意識してもらうことが重要だと考えているところです。

(山本委員長)

ありがとうございました。誠にそのとおりだと思います。ほかはいかがでしょう。この点、よろしゅうございましょうか。ありがとうございました。大変活発にかつ有益な意見交換ができたのではないかと思います。

それでは引き続きまして、実務修習に関する状況等について、に移りたいと思います。この点につきましても石井幹事から、まず御報告をお願いいたします。

ウ 実務修習に関する状況等について

(石井幹事)

私から、実務修習に関する状況等について御説明させていただきます。

分野別実務修習につきましては、指導のガイドラインで一定の数値目標を掲げておりますが、その実情を把握するために、修習生が作成する結果簿の内容を集計して分析をして、この委員会で御報告をしております。昨年の77期までの調査と基本的な傾向に差異はなく、いずれの分野の修習についてもガイドラインに沿った修習が行われていると考えております。

以下、個別的に御説明いたします。

民事裁判について、起案の件数はガイドラインの数値目標をほぼ満たしているということがいえるかと思えます。

続きまして法廷傍聴に関して、平均件数が若干でございますけれども、昨年と比べると増加をしております。

続いて民事保全、民事執行、それから破産に関して、具体的事件の修習の割合がやや減っているというところがございますが、この種の事件については、その修習に適した事件と修習期間中にあまり巡り合わないことがあるという性質がございます。傾向としてこれが継続するものかというところについては、推移を見ていく必要があると思っております。

続きまして、刑事裁判になります。こちらも起案件数は、ほぼ全員がガイドラインの基準を満たしているということになっております。

それから、問題点を検討した手続の傍聴等に関しましても、昨年の77期とほぼ同様の水準といえるかと思えます。

令状や模擬裁判については、ほぼ全ての修習生が、この種の修習をする機会を得ているという結果となっております。

続きまして、検察に関しまして、捜査実務の修習については、身柄

と在宅事件ともに経験ありという者の割合が90%を超えており、77期とほぼ同様の水準となっております。その件数について、少なくとも3件以上とされているガイドラインの基準は、ほぼ全ての修習生がこれを達成しております。

続いて、公判実務の修習の集計結果でございますけれども、こちらでも少なくとも1件と示されているガイドラインの基準については、大半の修習生が達成しているといえると思っております。

続いて弁護修習につきまして、民事弁護の法律相談、当事者との打合せなどは、ほぼ昨年と変わらず修習ができていると思っております。

続いて、訴訟・調停に関する起案や証人尋問等の尋問事項書の起案の件数も、昨年とほぼ同水準の修習ができているというところかと思えます。

民事保全と民事執行の経験に関するものについても、昨年とほぼ同様の水準となっております。

続いて弁論等の傍聴については、平均件数は若干下がっておりますけれども、大きな傾向としては余り変わらないということがいえるかと思えます。

以上が民事弁護の関係でございますが、続いて、刑事弁護の関係ですが、ガイドラインの基準は、ほぼ全ての修習生が達成できているということがいえようかと思えます。

否認事件の経験については、77期と比べると若干減少をしておりますけれども、それ以前の期と比べるとなお高い状況になっておりますので、引き続き推移を注視していくということになると思っております。

刑事弁護の起案の件数については、経験なしという者が77期と

比べるとやや増加しておりますけれども、こちらもそれ以前の期と比べると増加をしておりますので、直ちに大きく下がっているということではないのではないかと考えております。

以上、かけ足になりましたけれども、78期につきましても、基本的には昨年までと同様の傾向を示しております、おおむねガイドラインに沿った修習ができていくといえるかと考えておりますが、変化が若干見られる項目もございますので、今後の推移を注視してまいりたいと考えております。

最後に、選択型実務修習に関する御報告です。こちらは11月下旬から開始の予定になっておりますけれども、今期も全国プログラムを含めた修習を予定しております。

78期は、77期と比べて修習生の人数が減っておりますが、基本的には77期と同じ水準のものを提供していると理解しておりますので、こちらも引き続き選択の幅を広げるようにプログラムを提供してまいりたいと考えております。

かけ足になりましたけど、私の説明としては以上です。

(山本委員長)

ありがとうございました。それでは、ただいまの実務修習の状況についての御説明について、何か御質問・御意見がありましたら御発言いただければと思います。松下委員、お願いいたします。

(松下委員)

はい、ありがとうございます。松下です。

実務修習の集計結果について、単に質問なんですけれども、民事裁判修習では法廷傍聴等というのに対し、刑事裁判では問題点を検討した手続傍聴とのことなので、違いを教えてください。

(山本委員長)

石井幹事、お願いします。

(石井幹事)

御質問ありがとうございます。

認識が違っていたら坂田幹事にも補足していただければと思いますが、刑事裁判については、傍聴件数を全て計上すると、非常に多くなってしまうところもあるので、そのような観点から一定の仕切りをしていると理解しております。

(山本委員長)

それでは、坂田幹事からお願いいたします。

(坂田幹事)

刑事裁判教官の坂田でございます。

今、石井幹事がおっしゃったとおりでございます。刑事裁判修習は法廷傍聴を日常的に行っておりますので、その件数を全てカウントしていくとかなりの数になりますので、傍聴した事件の中から問題点を検討したものについて、その問題点とともに法廷傍聴の結果の記載をしてもらっているということになります。以上です。

(山本委員長)

ありがとうございました。松下委員、いかがでしょうか。

(松下委員)

確かに民事裁判は、特に弁論は傍聴しても、どのぐらい教育的な効果があるのかよく分からないところがあるので、今の御説明でよく分かりました。どうもありがとうございました。

(山本委員長)

ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。

佐藤委員、お願いいたします。

(佐藤委員)

大きな傾向としては、顕著な変化はないという御説明であったと思いますが、刑事弁護の分野について、伺いたいことがございます。

今回の配布資料によりますと、刑事弁護の経験として、被疑者弁護、被告人弁護の両方経験ありという者の割合が、78期は、77期から一定程度減っていて、かつ被告人弁護のみ経験したという割合が減っています。一方で、被疑者弁護のみという者と、両方なしという者が一定の割合を占めるようになってきているという変化が見られるように思います。

それから刑事起案について、被疑者弁護と被告人弁護の両方なしという割合が一定程度増えていて、経験があるという者の中では、被告人弁護のみという割合が減って、全体としては被告人弁護の起案の経験がないという者の割合が一定程度増えていると理解いたしました。

こうした変化につきましては、もとより、公判段階に関わる経験について、刑事弁護の分野だけで捉えていいのかという問題もあると思いますし、また、分野別修習を行った時期や受入先の手持ち事件との関係もありますし、また、単年の変化で捉えていいのかという問題もあると思うのですけれども、被告人弁護に関する経験が減っているように思われましたので、そうした理解が正しいか、そうであればその背景、原因などが分かりましたら、お聞かせいただければと思います。いかがでしょうか。

(石井幹事)

先ほど申し上げたところと同じになってしまいましたが、どうしても、その修習期間に適した事件が修習先にあるかという偶然の事情によるところもございますので、直ちに何か傾向的なものがあるということではないのではないかと考えてございます。

今年は、77期と比べると少し減っていますが、先ほど申し上げたように、76期以前と比較すると、必ずしも大きく減っているということではないと思っておりますので、そこは少し長い期間で見えていくことが必要であると思っております。前田幹事、追加で何かありますでしょうか。

(前田幹事)

はい、ありがとうございます。

各弁護士会の修習生指導担当の先生方と定期的に協議会を実施させていただいており、その中で、もし手持ちの事件がなければ、過去のものでも結構ですので起案させていただきたいという願いは、例年かわらず続けております。今年度、減ったという特別な理由については私も存じ上げず、また各弁護士会から何かを聞いているものではありません。お役に立てず申し訳ありません。

(山本委員長)

ありがとうございます。佐藤委員よろしいでしょうか。

(佐藤委員)

はい、了解いたしました。ありがとうございました。

(岩崎委員)

委員の岩崎です。

今年の修習期間の真ん中に大型のゴールデンウィークが入っていて、期日が入らなかったというのはもう間違いないことでして、肌感覚としてその影響があるのだろうと思っております。おそらく、指導担当弁護士の感覚や指導方針が変わったなどの事情ではないと、肌感覚で思っております。

(山本委員長)

ありがとうございました。そのスケジュールの問題も含めて、引

き続き、経年変化を見ていく必要があるということかと思えます。

それでは菅原委員、お願いいたします。

(菅原委員)

はい、ありがとうございます。

選択型実務修習の全国プログラムの修習先について、民間企業における募集人数と応募人数の乖離が77期から引き続き大きく、またそれが拡大しており、この乖離についてどのように対処されようとしているのか。先ほどキャリア志向というお話があり、民間での実務の研修を望む修習生が増えていると思いますが、その辺りの乖離について教えていただければと思います。

(山本委員長)

ありがとうございます。それでは石井幹事、お願いできますか。

(石井幹事)

はい。御指摘のところですが、こちらとしてもできるだけ多様な修習ができるようにと思っておりますので、引き続きプログラムの充実に努めてまいりたいと思います。御協力いただけるところを募つてということになりますので、すぐに拡充していくことは難しいかもしれませんが、引き続き努めてまいりたいと思っております。

また、修習生が自分で行き先を開拓する自己開拓プログラムというものもございまして、そちらで民間の修習先を、自分で見つけてくるという者もかなりおりますので、そのようなところも含めて考えると、多くの修習生が、視野を広げるような修習ができているのではないかと思っております。

(菅原委員)

ありがとうございました。

(山本委員長)

ありがとうございました。民間企業のほかにも、おそらく、地方自治体や児童相談所なども倍率が高く、お引き受けいただく側も日頃の業務との関係でなかなか難しいところもあり、どうしてもこのような状況になっているのかと思います。できるだけ関心がある分野で、修習、自己研鑽できるように、研修所においてもぜひ御配慮いただければと思います。ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。おおむねよろしゅうございましょうか。はい、ありがとうございます。この点につきましても、非常に活発に御意見を頂戴できたかと思えます。

エ 司法修習生指導担当者協議会の協議事項について

(山本委員長)

それでは、指担協の協議事項について、石井幹事の方から、まず御説明をお願いいたします。

(石井幹事)

はい、それでは私の方から御説明させていただきます。

指担協の協議事項についてでございますが、修習を充実させる取組といたしまして、毎年全国の修習指導担当者と司法研修所の間で司法修習生指導担当者協議会、通称指担協と申しておりますけれども、これを実施しておりまして、今年度は9月29日の開催を予定しております。

その協議事項の案を簡単に御説明いたしますと、2本立てにしておりまして、1つ目が司法研修所と実務修習庁会との連携、それから役割分担、在り方についてということで立てております。これまで申し上げているとおり、一昨年から法科大学院在学中の司法試験受験が始まったということに伴いまして、その教育課程を経た修習生が入ってきておりますけれども、先ほども話題にありましたとお

り、77期・78期では、そのような教育課程を経て入ってきた修習生の資質や能力に関して、顕著な差異が生じているということを感じておりません。

しかし他方で、先ほども御指摘がありましたけれども、近年、基本的な法的知識の定着に課題を有する修習生が一定数存在するといった指摘もあるところでございます。また、現在の司法修習では、従来の法廷での活動ということだけではなくて、幅広い分野で活動する法律実務家の養成を念頭におきまして、そういったものも含めて共通して必要となるような、基本的かつ汎用的な知識・能力の習得というところに重点をおいておりますけれども、法曹の活動領域の一層の拡大といった修習生を取り巻く環境の変化に伴いまして、修習生の修習に取り組む意識にも変化が生じており、指導の在り方についても検討を要するのではないかとといったことも考えられるところであります。

そこで今年度の指担協におきましては、実務修習の指導担当者との間で、修習生に見られる課題の状況、あるいはその意識に関しまして、従前から変化が見られるかといったことについて意見交換をした上で、それを踏まえた研修所と実務庁会との連携、その役割分担、在り方について協議を行っていただくということを考えております。今申し上げたのは協議事項の1つ目、大きな1点目でございます。

もう一つ大きな柱としましては、例年と同様でございますけれども、分野別実務修習の充実方策についてということで立てております。この点も先ほど来申し上げており、司法修習の実施時期が変更されまして、3月中旬頃から修習が開始して、分野別実務修習は4月中旬から11月下旬頃までということになっております。

また、修習生の数についても、今期は昨年と比べれば減少したものの、やや高い水準であるということはいえます。

今申し上げたような修習の時期の変更等の影響で、指導対応等に様々な課題が生じているということが、昨年も指摘されたところでもありますけれども、今年は現行の法曹養成制度になってから2期目の司法修習ということも踏まえまして、引き続き課題や工夫について、指導担当者との間で共有を図りたいということで協議事項として設定をしております。

また裁判については、民事裁判が先行しておりますけれども、今後デジタル化が進展してまいりますので、これに適切に対応するための修習の在り方や、その他の充実策について工夫例等を共有していただくというような形での議事の立て方を考えているところでございます。

私からの説明は簡単ですけれども以上になります。

(山本委員長)

ありがとうございました。それではただいまの御説明について、御質問・御意見等があれば、これも御自由にお出しただければと思います。いかがでしょうか。よろしゅうございましょうか。

最後に御指摘のあったIT化の点については、来年の恐らく5月頃から、民事訴訟の事件記録は全て紙がなくなってデジタル化することになって、その意味では修習生の実務修習にもかなり影響があると思いますけれども、それはぜひ来年の状況を見させていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

オ 修習アンケートの改訂について

(山本委員長)

それでは続きまして、修習アンケートの改訂について、に移りた

いと思います。この点も石井幹事から、まず御説明をお願いいたします。

(石井幹事)

はい、それでは引き続いて御説明させていただきます。

導入修習の状況のところでも御説明させていただきましたとおり、現在、導入修習については2回にわたってアンケートを実施しておりますが、これについては導入修習の効果等を検討する上で一定の意義を有するものと考えております。他方、集合修習につきましてはこのようなアンケートを実施しておらず、効果を検証するという観点からは、集合修習についてもアンケートを実施して、その効果を測ることが有益ではないかと考えられます。

前回の本委員会で、現在2回行っている導入修習に関するアンケートを1回にまとめ、集合修習に関するアンケートを追加するという方向性での改訂を御提案させていただきまして、大きな方向性については御了承いただけたものと考えております。

第1アンケートの改訂案ですが、これは導入修習の効果を測るためのもので、現行のアンケートと同じく導入修習終了時に実施することを予定しておりまして、またこれまでの経年変化を把握するという観点から、内容については現行の第1アンケートと基本的には同様のものとしたいと思っております。

続いて、第2アンケートの改訂案ですが、これは主に、修習の最後に行われます集合修習の効果を検証するために、現行の集合修習の開始時ではなくて、集合修習の終了時に実施することを予定しております。

設問につきましては、まず、現行の第2アンケートで調査しております分野別実務修習中の自学自修等についての設問を、改訂ア

ンケートの設問にも盛り込むことを予定しています。

さらに、集合修習に関するアンケートを追加することとし、導入修習に関するアンケートと同じ観点からの効果を検証できるよう、第1アンケートと同様に、各実体法、訴訟手続の知識、要件事実の考え方、主張分析や事実認定の知識等につきまして、集合修習を開始した時点における獲得の有無と、集合修習期間中の主な自学自修の内容や効果、集合修習のカリキュラムが役に立つ程度などに関する問いを設けることを予定しております。

以上がアンケートの改訂案の概要ということになります。

次に、アンケートの実施時期についてです。修習の第1アンケートについては、これまでと同じ導入修習の終了直後に行うということと考えております。第2アンケートにつきましては、前回の委員会において、いわゆる二回試験が終わった後に、自身の学修を振り返ることができる時期にアンケートを実施することも考えられる、との御指摘もいただいたところです。しかしながら、そういたしますと、選択型実務修習より先に集合修習を実施するA班につきましては、集合修習を終えてから時間が経過してしまうということになりますので、できるだけ記憶が新鮮なうちにアンケートを実施する方がよいように思っております。

そこで第2アンケートにつきましては、基本的に集合修習が終了する頃に実施するということとしつつ、B班につきましては、集合修習終了時と二回試験が切迫しており、時間的あるいは心理的な余裕がないということも考えられますので、試験の終了後に回答することも可能にしてはどうかと考えておるところでございます。

アンケートの実施時期についてはこのように考えておりますが、御意見等あれば承りたいと思っております、もし特段大きな御異

論がなければ、このような形で実施してはどうかと考えております。私からの説明は以上です。

(山本委員長)

ありがとうございます。前回、御議論をいただいたアンケートの改訂の骨格部分についての御意見等も踏まえながら、具体的なアンケート項目に落とし込んでいただき、また、その実施時期についても御提案をいただいたところでもありますけれども、この具体的な内容、実施時期、いずれについても結構ですので、お気付きの点、御質問等ありましたら御発言いただければと思います。

岩崎委員、お願いいたします。

(岩崎委員)

すみません。素朴な疑問等についてお尋ねします。

シンプルにいうと、選択型については何も聞かなくていいのか、ほかのアンケートで聞いていましたかというのが、石井幹事に対する質問でございます。なんか楽しくてよかった、というだけでは困るので、なにかもう少し突っ込んで、研修所も気にしているのだということを見せておいた方がいいのではないかと。

それを踏まえると、回収時期が遅れて、特にA班の方は回収率が低くなるということが御懸念の点だと思うのですが、何かいいお考えないですかね、という質問です。投げやりで申し訳ないのですが、よろしくお願いいたします。

(山本委員長)

ありがとうございました。石井幹事、いかがでしょうか。

(石井幹事)

御指摘ありがとうございます。確かに選択型については、今回の検討では特に対象には入れておりませんというのが率直なところで

あります。岩崎委員が御指摘のとおり、入れようとする実施時期等、難しい点もありますし、選択型実務修習は、修習生の選択に委ねられるので多様であり、どのように聞くべきかという点も難しく、検討の課題とさせていただこうと思っておりますけれども、ひとまずこの形で始めさせていただければと思っております。

(岩崎委員)

ありがとうございます。御指摘のとおり難しいことだとは思いますが、放っておいたらいけないのではないかと思ってお尋ねした次第で、直ちにどうにかしろという話ではありません。まず回収することが重要だと思いますので、この形で進めていただくことに異論はありません。以上です。

(山本委員長)

ありがとうございます。その点は私も誠にそのとおりに思いますので、ぜひ引き続き御検討いただければと思います。ありがとうございました。

それでは木納委員、お願いいたします。

(木納委員)

木納でございます。今回の委員会で、修習に関するアンケートやその他修習の状況について、いろいろお話を聞くことができ、非常に貴重に思います。

ちょっと申し上げたかったのは、アンケートの関係についても、修習生が自分自身の能力・知識について不足を感じているか、補うことができたかという、ある意味修習生の主観的な受け止めをアンケートとして集計されている、今回もそうだと思うのですが。それで教官方の修習生に対する感想についても、77期と78期とそれほど違いがない。あるいは指担協のお話でも、修習生の資質や能力

について顕著な変化は見られないというような、一般的な状況についてのお話なのですが。

そうすると、大体前後の期でどうだったか、実際に修習としてきちっと身につけるべきものをしっかり身につけているのかというのは、最終的に二回試験の結果、どれだけの人がきちんと合格レベルに達し、そうでない人がいるのかと、ここで集約的に結果が出るというようなお話になっているかと思うのですが。

そのようなことを考えると、アンケートについても、実はその修習生が自分で感じたところだけでなく、二回試験を受けた結果、自分のどのような点が足りなかったかというのを客観的に理解し、それをどのように補えたのか、あるいはもっとこうすべきだったのかということを知った方が、よりその修習の内容としてどのようなことが必要なかということを知ることがしやすいのではないか、というふうに考えていたのが、前回私が委員会の時に申し上げた趣旨です。

ただ今日のお話にあったとおり、集合修習が終わった直後にすることということで、それはそれでやむを得ないのかなと思いましたが、その修習生自身の受け止めということだけでなく、例えば実務修習庁の指導官が、修習生の実体法の知識や手続法についての理解や、あるいは実務的な仕事をしていく上で必要な知識・経験をどの程度得ているのかというようなことについて、どう現実的に受け止められたのか、どのようなことをもってそういった知識・経験を補ったらいと現場で考えているのかななどの情報をもう少し把握できると、修習の在り方等を検討する上で、より有効な情報になるのではないかと思ったところです。その点についての意見等について、一応申し上げておきたいと思いました。

(山本委員長)

ありがとうございます。石井幹事、何かございますでしょうか。

(石井幹事)

御指摘ありがとうございます。いずれもそのとおりかなというところがございますので、今後の検討の課題として、より多角的に問題状況を把握できるように考えていきたいと思っております。

(山本委員長)

よろしく願いいたします。

それでは山田委員、お願いいたします。

(山田委員)

山田でございます。どうも御説明ありがとうございました。

プリミティブな質問で恐縮なのですが、このアンケートは紙で取られているのではないかと思うのですが、今後の修習の効率化や先ほどのIT化等の観点からいうと、いわゆるITで、セキュリティの面もきちんと考えなければいけないと思いますが、多くの民間企業や一部の地方自治体、役所の中でも用いられているように、Microsoft Formsや、そういうものを使いながら分析をするということも効率的という面ではいいのかもしれないですし、先ほど岩崎委員がおっしゃられたように、選択型のアンケートを取る時に、いちいち紙でセットしてというと非常に効率が悪いので、例えば選択型実務修習期間が終わった段階でどこかにアクセスをして、所感というような形で入れていただくだけでも、少しカバーができるのではないかということで、今のアンケートの収集方式が、もし紙であれば電子化をしてもいいのではないかと思います。御質問と御参考ということでお話し差し上げた次第でございます。

(山本委員長)

ありがとうございます。それではこの点、石井幹事から御説明をいただければと思います。

(石井幹事)

ありがとうございます。数年前までは紙でやっていたのですが、現在は改善をしまして、電子的に回答してもらえるようにはしているところがございます。ただ、こちらも試行錯誤しながらやっておりますので、まだまだ改善の余地が、御指摘のようにあるのかなとは思っておりますので、御指摘の点も踏まえながら集計方法等も含めて考えてまいりたいと思っております。

(山田委員)

よろしく申し上げます。

(山本委員長)

ありがとうございます。

それでは鈴木幹事、お願いいたします。

(鈴木幹事)

ありがとうございます。

アンケートの内容と時期について格別異論はありません。修習委員会で出た話を一つ御紹介しておくと、実務修習中に民事実体法あるいは刑事実体法の知識が不足しているということを指導担当弁護士が指摘し、基本書に返りなさいという話をした時に、出てくる基本書が我々の世代が基本書という言葉から表象する内容ではなく、いわゆる予備校のテキストのようにあらかじめ手際よく整理されたものを持ってきて、それにこう書いてありますということをよく言われるということでした。

だからといって、それを非難したりネガティブに評価しているわけではなく、時代が変わったという話の延長みたいなところから出る

ものですがけれども、アンケートの中で、自学自修に取り組む際にしたこととして、法律基本書の学修という項目を設定した時に、そこで想定しているものが世代によって結構違う可能性もあるのではないかと感じたりします。我々が法律基本書というと、民法であれば当然民法講義などを想定するわけですがけれども、割とそのあたりの言葉の捉え方というのが違う可能性はあるのではないかと思います。だからといってこのアンケートの記載を変えるということを申し上げているわけではなく、修習委員会で各指導担当者からよく話題になることを一つ紹介しました。以上です。

(山本委員長)

ありがとうございます。大変興味深い御指摘で、確かに私も学生と接していて、基本書というのは確かにそういうものを指して、むしろ我々が基本書と呼んでいるものを原書という表現がされることがあって、原書ってドイツ語ですかと思うこともあります。確かにその点は、あるいは用語を少し考えないと通じないということはあるのかもしれないですね。

岩崎委員、お願いします。

(岩崎委員)

今の鈴木幹事のお話で、私も実際に修習生に現場で当たっているもので、いわゆる基本書というものよりもノウハウ本の方が売行きもいいだろうし、彼らが取っ付きやすいようで、刑事弁護でも割とノウハウ本に近いようなものを修習生が皆持っているという感じがしまして、刑事訴訟法の本なんて持っていないのだろうという感じを受けています、というのが一つです。

次に、こだわるわけではないのですが、集合修習のアンケートにおける選択型修習の話なのですが、もしここに入れていただける可能

性があるとすれば、選択型は比較的早い時期に選ばせているので、なぜ選んだのかという設問だけは入れていただけののではないかなと思います。なぜ選んだのかという理由を書いてもらおうと、翌年以降にじゃあ増やそうかとか、これはやめようかということが言えるのではないかなと。

それと、先ほど来出ている、タイパ・コスパという言葉は決して昔からある言葉ではないのですが、昔から皆そのようなことばかり考えているわけで、それが悪いとは思わないのです。検事をやっていた経験からすると、20日で勝負しなければいけないのにだらだらやっていたら絶対適切な処理はできないので、タイパ・コスパを考えなければいけないのですが、修習生のいうタイパ・コスパはどのようなものなのかと。例えば沖縄の法テラスに行きたいなどの話は、いわゆるコスパですよ。時間を有効に使って遊ぶというようなことも含めて、なぜ選んだのかというのを、きちんとした答えはないかもしれませんが、表向きだけでも言うておいてもらった方がいいのかなと。こちらがカリキュラムを組む段階の参考にするためにもいいんじゃないかなとちょっと感じました。もし入れていただけるのであれば、入れる余裕があるのであれば、という趣旨です。

(山本委員長)

ありがとうございます。石井幹事、よろしいですか。

(石井幹事)

はい、御指摘ありがとうございます。鈴木幹事、岩崎委員のいずれの御指摘も、確かにというところがございましたので、検討してみたいと思います。

(山本委員長)

そうですね、それはぜひお願いしたいと思います。

ほかにかがででしょうか。おおむねよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。それでは基本的な方向性に御異論はなかったと思いますので、アンケートをこのような方向で改訂していただき、さらに補足的に幾つかのお話がありましたので、引き続き御検討いただいて、次回から実施していただくということをお願いできればと思います。

以上で、本日予定した議題については御議論をいただけたかと思えます。本日の御議論を踏まえて、引き続き司法修習のさらなる質の向上に努めていただければと思います。

本日につきましては、これで会議は終了とさせていただきたいと思えます。大変熱心な御議論、長時間にわたりまして、ありがとうございました。

[了]